

2019年5月28日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月18日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第16期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、
連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.bm-sms.co.jp/ir/>)

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	26,611	30,836	4,225	15.9%
営業利益	4,021	4,743	721	17.9%
経常利益	5,007	5,979	972	19.4%
親会社株主に 帰属する 当期純利益	3,361	4,216	855	25.5%

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じて高齢社会で生じる様々な課題を解消し、従事者、事業者、エンドユーザの生活の質の向上に貢献していきます。

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、今後もさらに拡大が見込まれています。日本においては、高齢者人口（65歳以上）が2018年10月1日時点で約3,558万人、人口構成比28.1%に達し、世界で最も高い水準となっています。また、それに伴い介護費、医療費も急増し、それぞれ11兆円、42兆円に達しています（注1）。アジア・オセアニア地域においては、人口増加や経済発展を背景に医療やヘルスケアの市場が急拡大しており、医療費は1兆ドルと日本の2倍を超える規模となっています（注2）。

このように高齢社会に関連する市場が年々拡大する中で、介護や医療、ヘルスケア等に関する情報の量は飛躍的に増加し、その情報は多様化・複雑化しています。このため、適正な情報発信・受信に対するニーズはますます高まり、当社グループにとって膨大な事業機会が生まれるものと認識しています。

当社グループはキャリア分野、介護事業者分野、海外分野を主力事業とし、ヘルスケアやシニアライフを中心とする領域においても数多くの新規事業を開発・育成しています。

キャリア分野においては、高齢者人口の増加に伴い大きな課題となっている、介護・医療等の領域における従事者不足解消に貢献していきます。当社グループは介護・医療系職種を対象とした求人情報や人材紹介の市場をパイオニアとして創造し、業界No.1のポジションを確立してきました。特に2025年に34万人の不足が見込まれる介護職（注3）に対しては、多様なキャリアサービスの提供を通じ、人手不足の解消に貢献していきます。既存従事者の転職支援のみならず他業界からの新規就業を促すと共に、従事者教育や定着支援を通じ、生産性向上や離脱防止にも寄与していきます。また、2017年11月にウィルワン社の子会社化により柔道整復師/あはき師（注4）向けキャリア関連サービスに進出したほか、2018年10月には保育士向け人材紹介を自社で立ち上げ、看護師・介護職等に続く成長事業を育成しています。今後も既存サービスにおけるシェアの拡大、展開サービス拡充及び他職種へのサービス拡張により従事者・事業者への提供価値を最大化し、キャリア分野全体で持続的な成長を実現していきます。

介護事業者分野においては、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイポケ」を通じ、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。保険請求サービスに加えて求人・業務支援・金融・購買等の40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護事業者の経営を総合的に支援しています。今後もシェアの拡大、展開サービス拡充及び対応事業所種別の拡張により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、持続的な成長を実現していきます。

海外分野においては、2015年10月にアジア・オセアニアで医薬情報サービスを展開するMIMSグループを子会社化し、現在15の国と地域でサービスを提供しています。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約250万人にのぼります。MIMSがもつ圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤、製薬会社や医療機関との取引基盤を活用して、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。さらに、2017年6月にマレーシアの看護師人材紹介会社Melorita社を子会社化し、グローバルキャリアビジネスを本格的に開始しました。MIMSの会員基盤、当社のキャリア事業ノウハウ、Melorita社のクロスボーダーでのオペレーションノウハウを活かし、グローバルキャリアビジネスを拡大していきます。また、2018年9月にMIMSを完全子会社化したことにより、意思決定の迅速化および当社グループ内における一層のシナジー創出を実現すると共に、MIMSをアジア・オセアニア等の地域での事業展開のプラットフォームとして海外戦略を強力に推進し、さらなる成長を実現していきます。

上記に加え、当社グループではヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に数多くの新規事業を開発・育成しています。介護・医療費の増大を背景に、今後は認知症・慢性疾患の予防や公的保険外のサービスに対するニーズが高まることが見込まれます。こうした流れを捉え、ヘルスケア領域においては健康保険組合に対するICTを活用した遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等を提供しています。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び省庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、利用者の健康や病気予防のための安価で実効性のあるソリューションを実現しています。今後も展開サービス拡充及びサービス提供対象の企業・健保・利用者数の拡大により提供価値を最大化し、健康な労働力人口の増加に貢献していきます。また、シニアライフ領域においては、高齢社会特有のテーマである介護・住まい・終活の各領域で事業者とエンドユーザをマッチングするサービスを開発し、高齢者とその家族の生活にまつわる意思決定の質の向上に貢献していきます。

当社グループは今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、長期的かつ持続的な成長を実現していきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。
売上高は、キャリア関連事業の拡大及び「カイボケ」の会員数増加等により、30,836百万円（前期比15.9%増）となりました。

営業利益は、4,743百万円（前期比17.9%増）となりました。

経常利益は、持分法投資利益が増加し、5,979百万円（前期比19.4%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,216百万円（前期比25.5%増）となりました。

（注1）高齢者人口・構成比：総務省 介護費：2017年度予算、内閣府資料 医療費：2017年度速報値、厚労省

（注2）2016年、WHO統計

（注3）厚労省

（注4）あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師のこと

② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

<事業部門別売上高>

（単位：百万円）

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野	16,863	20,398	3,534	21.0%
介護キャリア	5,836	7,974	2,138	36.6%
医療キャリア	11,027	12,423	1,395	12.7%
介護事業者分野	3,328	3,930	601	18.1%
海外分野	5,109	5,464	354	6.9%
事業開発分野	1,309	1,041	△268	△20.5%
合計	26,611	30,836	4,225	15.9%

<キャリア分野>

介護キャリアにおいては、介護職向け人材紹介サービス「カイゴジョブエージェント」がキャリアパートナーを大幅に増員し、大きく成長しました。

医療キャリアにおいては、看護師向け人材紹介サービス「ナース人材バンク」等が順調に成長しました。2017年11月に子会社化した、柔道整復師/あはき師向けにキャリア関連サービスを提供しているウィルワン社も、当社の集客・マッチングノウハウを適用することで人材紹介事業を中心に大きく成長しました。また、2018年10月より、人手不足が深刻で看護師、介護職等に続く成長余地が見込める保育士向けの人材紹介サービス「保育士人材バンク」を開始しました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、20,398百万円（前期比21.0%増）となりました。

<介護事業者分野>

介護事業者分野においては、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、スマートフォンやタブレット追加、ファクタリングサービス等の定額外のアドオンサービスの利用拡大が成長に寄与しました。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、3,930百万円（前期比18.1%増）となりました。

<海外分野>

海外分野においては、MIMSにおける医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の既存事業や、グローバルキャリアビジネスが順調に成長しました。2018年5月にフィリピンの看護師人材紹介会社であるMSR社を子会社化し、同国看護師のグローバルでの紹介を本格的に開始しました。また、2018年9月に三井物産株式会社からMIMSグループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limited（本社所在地：英国）の全株式を取得し、MIMSの意思決定の迅速化および当社グループにおける一層のシナジー創出を図っています。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、5,464百万円（前期比6.9%増）となりました。

<事業開発分野>

事業開発分野においては、看護師向け通販事業「ピュアナース」を2017年12月でサービス提供終了したことにより、前期比で減収となりました。一方、ヘルスケア領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ領域における高齢者向け食事宅配情報やリフォーム事業者情報等のサービスを中心に新規事業の開発が進みました。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,041百万円（前期比20.5%減）となりました。

(2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は948百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」におけるソフトウェア投資及び業容拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、MIMSグループの株式追加取得のため、シンジケートローンにより金融機関から11,000百万円の調達をしております。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2018年9月28日付で、MIMSグループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limited（本社所在地：英国）の発行済株式の40.0%を追加取得し、完全子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取り組みを推進しています。

① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。既存のNo.1サービスにおける更なるシェア拡大、展開サービスの拡充及び新規職種へのサービス拡張を通じて従事者・事業者への提供価値を最大化し、介護・医療等の領域における従事者不足の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めると共に、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。

② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引する事業になると考えています。経営支援プラットフォーム「カイボケ」におけるシェアの拡大、展開サービスの拡充及び対応事業所種別の拡張を通じてプラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな事業所種別に対するサービス拡張を進めていきます。

③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・オセアニア地域での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業

やグローバルキャリアビジネス等を通じて、アジア内外における医療の向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も海外戦略を担うマネジメント人材の確保及び最適な組織体制の構築を推進し、医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング事業等の着実な成長と、グローバルキャリアビジネスにおける展開国拡充を通じた事業拡大を図っていきます。

④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア・カイポケ・海外事業に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、高齢社会における様々な社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 2016年3月期	第 14 期 2017年3月期	第 15 期 2018年3月期	第 16 期 2019年3月期
売 上 高 (百万円)	19,069	23,054	26,611	30,836
営 業 利 益 (百万円)	2,756	3,646	4,021	4,743
経 常 利 益 (百万円)	3,509	4,430	5,007	5,979
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,265	2,801	3,361	4,216
1株当たり当期純利益 (円)	27.93	33.74	38.72	48.51
総 資 産 (百万円)	41,689	43,231	46,087	47,467
純 資 産 (百万円)	13,157	21,583	23,641	15,539
1株当たり純資産額 (円)	105.51	197.38	221.72	176.55

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。
3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況 (注1)

(2019年3月31日現在)

(国内)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス内 容
株式会社エス・エム・ エスキャリア	東京都港区	100 百万円	100%	人材紹介、求人情 報等

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービ ス内容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール	29 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統括 及び海外の事業 会社に対する投 資等
MIMS Pte. Ltd. (注2)	シンガポール	20 百万 シンガポールドル	100% (100%)	医療従事者・事業 者向け医療情報 サービス
MIMS (Shanghai) Ltd. (注2)	中国	3 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業 者向け医療情報 サービス
KIMS Limited (注2)	韓国	2,697 百万 韓国ウォン	100% (100%)	医療従事者・事業 者向け医療情報 サービス
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd (注2)	オーストラリア	40 百万 豪ドル	100% (100%)	オーストラリア における持株会 社
MIMS Australia Pty Ltd (注2)	オーストラリア	23 百万 豪ドル	100% (100%)	医療従事者・事業 者向け医療情報 サービス
MIMS (NZ) Limited (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	100% (100%)	医療従事者・事業 者向け医療情報 サービス

(注1) 上記以外の会社も含め、連結子会社の数は39社です。

(注2) 議決権比率欄内の () 内は、間接所有割合です。

② 関連会社の状況

(2019年3月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザーに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。国内においては、介護・医療従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、海外を加えた4分野を事業部門としています。

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・人材派遣・資格講座、看護師向け人材紹介、コメディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援、グローバルキャリアビジネス等
事業開発分野	健康保険組合向け保健指導サービス、企業向け産業保健サービス、高齢者向け食事宅配情報・リフォーム事業者情報等

(9) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区芝公園二丁目11番1号

② 子会社

株式会社エス・エム・エスカリア	東京都港区 (注1)
株式会社エス・エム・エスサポートサービス	北海道札幌市中央区
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール
MIMS Pte. Ltd.	シンガポール (注2)
MIMS (Shanghai) Ltd.	中国 (注2)
KIMS Limited	韓国 (注2)
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd	オーストラリア (注2)
MIMS Australia Pty Ltd	オーストラリア (注2)
MIMS (NZ) Limited	ニュージーランド (注2)

(注1) 株式会社エス・エム・エスカリアの拠点：全国14事業所
(注2) MIMSグループの拠点：上記を含めアジア・オセアニアの15の国と地域

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,438名	485名増

(注) 従業員数の増加は、主に介護職向け人材紹介及び派遣事業、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
615名	308名	32.3歳	2.0年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員21名を除く就業人員数です。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	15,306
株式会社三菱UFJ銀行	3,855
株式会社みずほ銀行	950

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 288,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 86,998,800株 |
| (3) 株主数 | 5,566名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
MORO合同会社	15,727,318	18.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,610,400	8.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,497,600	8.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,747,700	5.45
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	2,600,200	2.98
アズワン株式会社	2,404,000	2.76
第一生命保険株式会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,366,200	2.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	2,100,200	2.41
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,095,200	2.40
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,472,700	1.69

(注) 1. 当社は、自己株式を372株保有していますが、発行済株式の総数に含めて表示しています。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は288,000,000株となり、発行済株式の総数は86,998,800株(2019年3月31日現在の自己株式372株を含む)となっています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2014年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 400,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月17日から 2024年7月16日まで

第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 120個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 24,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月20日から 2026年7月19日まで

(注) 監査等委員である社外取締役には新株予約権を付与していません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	42名
新株予約権の数	2,040個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 408,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2017年5月29日
新株予約権を有する者の人数	45名
新株予約権の数	1,580個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 316,000株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) 営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) 営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) 営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年7月18日
新株予約権を有する者の人数	47名
新株予約権の数	1,800個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 180,000株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月1日から 2026年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、2021年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合10%

(b) EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合50%

(c) EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額ならびに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後藤 夏樹	エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	杉崎 政人	経営管理本部長 エムスリーキャリア株式会社監査役
取締役(監査等委員)	松林 智紀	のぞみ総合法律事務所パートナー
取締役(監査等委員)	伍藤 忠春	日本製薬工業協会理事長
取締役(監査等委員)	伊藤 耕一郎	伊藤国際会計事務所代表

- (注) 1. 取締役松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役(監査等委員)松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
3. 取締役(監査等委員)伍藤忠春は、厚生労働省在籍時の知見及び現在の理事長職を通じ、介護、医療分野等、当社の事業環境への深い理解と見識を有しています。
4. 取締役(監査等委員)伊藤耕一郎は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
5. 当社は、取締役松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 2018年6月21日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)矢野拓也は任期満了により退任しました。
7. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
8. 当社は、取締役(監査等委員)松林智紀の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結しています。①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
9. 当社の取締役会は、2名の社内取締役と3名の独立社外取締役(監査等委員)で構成されており、各人の経験や能力及び当社事業に対する理解、迅速な意思決定と内部統制確保のための適切な規模感等の観点で、バランスの取れた人員構成となっております。結果として、現時点においては、ジェンダーの多様性は実現できておりませんが、現在の経営環境において必要となる多様な視点での経営に関する議論が取締役会において活発に行われており、最適な人員構成だと判断しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	2名	133百万円
取締役（監査等委員）	4名	19百万円
合計（うち社外役員）	6名 (4名)	152百万円 (19百万円)

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての報酬等の額28百万円を含めています。
2. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、2018年6月21日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
3. 当社は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円（定款上の員数：9名以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円（定款上の員数：5名以内）とする旨を決議しています。
4. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の金額及び支払時期の決定について、取締役会の決議により、上記3.の報酬限度額の範囲内で代表取締役後藤夏樹に一任しております。監査等委員である取締役の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員である取締役全員の協議により、上記3.の報酬限度額の範囲内で監査等委員長松林智紀に一任しております。
5. 当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、上記4.で代表取締役に一任されたものについても含めて、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て決定されます。指名・報酬諮問委員会は、委員長である代表取締役1名と独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）の合計3名によって構成されており、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決議を行うこととしています。
6. 当社は、上述のとおり、指名・報酬諮問委員会を2018年12月に設置しているため、2018年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経ておりません。2019年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、2019年5月9日開催の指名・報酬諮問委員会にて検討を行っており、同年6月19日開催予定の指名・報酬諮問委員会にて審議する予定としております。
7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は次のとおりです。
- (a) 当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率等をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定することとしています。
- (b) スtockオプションについては、必要に応じて指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合があります。
8. 当社の役員の報酬等に業績連動報酬は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役伍藤忠春は、日本製薬工業協会理事長であります。同協会と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役伊藤耕一郎は、伊藤国際会計税務事務所代表であります。同会計税務事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	松 林 智 紀	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会12回の全てに出席しました。弁護士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	伍 藤 忠 春	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会12回の全てに出席しました。介護・医療分野の豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	伊 藤 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会10回の全てに出席しました。公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。

(注) 伊藤耕一郎は、2018年6月21日(第15期定時株主総会)に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査等委員会の回数が他の取締役(監査等委員)と異なっております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより取締役(業務執行取締役等である者を除く。)3名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める額を限度額として、その責任を負うものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 40百万円

当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 40百万円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記の通り内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ②当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ③当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- ②当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ②当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- ③当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- ②当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- ③当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- ④当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。

- ⑤当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ②当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ③当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ④内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
- ②監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ③監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

7. **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制**
- ①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
 - ②内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
8. **当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。
9. **当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項**
- 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。
10. **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ①監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
 - ②監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行について

- ①取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- ②当連結会計年度において取締役会を16回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- ③必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

2. 監査等委員会の監査・監督体制について

- ①当連結会計年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- ②監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- ③監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

3. コンプライアンスに関する取組みについて

- ①個人情報保護について、当社及び子会社の計2社において「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- ②内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。

- ③従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- ④内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

4. 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

5. 反社会的勢力排除について

- ①「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- ②取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。2019年3月期の1株当たり期末配当につきましては、7.5円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,123	流動負債	11,891
現金及び預金	10,703	買掛金	353
売掛金	4,323	1年内返済予定の長期借入金	2,487
商品及び製品	1	未払金	6,064
仕掛品	13	未払費用	529
貯蔵品	36	未払法人税等	623
未収入金	4,478	未払消費税等	435
前払費用	634	前受金	583
その他	46	預り金	78
貸倒引当金	△ 114	賞与引当金	481
固定資産	27,344	返金引当金	227
有形固定資産	447	その他の	24
建物	459	固定負債	20,037
減価償却累計額	△ 276	長期借入金	17,632
建物(純額)	183	退職給付に係る負債	311
工具、器具及び備品	749	繰延税金負債	2,078
減価償却累計額	△ 498	その他	13
工具、器具及び備品(純額)	251	負債合計	31,928
機械装置及び運搬具	42	(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 30	株主資本	17,193
機械装置及び運搬具(純額)	12	資本金	2,208
無形固定資産	23,083	資本剰余金	13
のれん	10,574	利益剰余金	14,971
ソフトウェア	1,174	自己株式	△ 0
商標権	9,246	その他の包括利益累計額	△ 1,833
顧客関係資産	2,088	その他有価証券評価差額金	0
その他	0	為替換算調整勘定	△ 1,834
投資その他の資産	3,814	新株予約権	179
投資有価証券	2,048		
繰延税金資産	855	純資産合計	15,539
敷金及び保証金	880		
その他	30	負債・純資産合計	47,467
資産合計	47,467		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		30,836
売上原価		3,535
売上総利益		27,301
販売費及び一般管理費		22,558
営業利益		4,743
営業外収益		
受取利息	11	
持分法による投資利益	1,352	
その他の	66	1,430
営業外費用		
為替差損	51	
支払利息	66	
アレンジメントファイ	46	
その他の	30	194
経常利益		5,979
特別利益		
固定資産売却益	1	
子会社清算益	6	8
特別損失		
固定資産除売却損	165	
投資有価証券評価損	4	
事業撤退損	233	
その他の	49	453
税金等調整前当期純利益		5,534
法人税、住民税及び事業税	1,564	
法人税等調整額	△ 221	1,342
当期純利益		4,191
非支配株主に帰属する当期純利益		△ 25
親会社株主に帰属する当期純利益		4,216

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 余 金	利 益 累 計 額	剰 余 金		
2018年4月1日高	2,167	3,965	14,545	△ 0		20,677
連結会計年度中の額						
新株の発行	41	41	-	-		82
剰余金の配当	-	-	△ 564	-		△ 564
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	4,216	-		4,216
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△ 3,992	△ 3,225	-		△ 7,218
自己株式の取得	-	-	-	△ 0		△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-		-
連結会計年度中の変動額合計	41	△ 3,951	426	△ 0		△ 3,484
2019年3月31日高	2,208	13	14,971	△ 0		17,193

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2018年4月1日高	0	△ 1,423	△ 1,423	135	4,252	23,641
連結会計年度中の額						
新株の発行	-	-	-	-	-	82
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 564
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	4,216
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	△ 7,218
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0	△ 410	△ 410	44	△ 4,252	△ 4,618
連結会計年度中の変動額合計	0	△ 410	△ 410	44	△ 4,252	△ 8,102
2019年3月31日高	0	△ 1,834	△ 1,833	179	-	15,539

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 39社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社エス・エム・エスキャリア
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.
MIMS Pte. Ltd.
MIMS (Shanghai) Ltd.
KIMS Limited
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd
MIMS Australia Pty Ltd
MIMS (NZ) Limited 等

SMS Medical Ad Sdn. Bhd.ほか2社は、株式取得及び新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。

SENIOR MARKETING SYSTEM (THAILAND) CO., LTD.ほか3社は、清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・ 持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エス・エム・エスキャリア、株式会社エス・エム・エスサポートサービス、株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス、株式会社ツヴァイク、株式会社ワークアンビシャス及び株式会社ウィルワンの決算日は3月末日であり、連結決算日（3月末日）と一致しております。

また、上記以外の連結子会社の決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。
(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6～15年
工具、器具及び備品	3～9年
機械装置及び運搬具	2～5年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	社内利用可能期間（5年以内）
商標権	非償却
顧客関係資産	12年

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 返金引当金 一部の子会社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

ハ. ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法

及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。

ロ. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

ニ. 外貨建の資産又は負債の

本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ホ. 退職給付に係る負債の
計上基準

- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」は353百万円であります。

(2) 連結損益計算書

従来、MIMSグループでは、営業活動等の費用の一部を「売上原価」として表示していましたが、当連結会計年度より「販売費および一般管理費」として表示する方法に変更いたしました。この変更は、従来は重要性が低いため売上原価に含めていたものについて、金額的重要性が増してきたため当該費用についてその発生の様態を再検討し、グループの業績を統一した方法で管理し、事業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

なお、この方法によった場合、前連結会計年度の連結損益計算書における「売上原価」は3,289百万円、「販売費及び一般管理費」は19,300百万円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	86,842,000株	156,800株	—	86,998,800株

(注) 1. 増加株式数156,800株は、新株予約権の行使による増加です。

2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して発行済株式(普通株式)を算定しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	310株	62株	—	372株

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して自己株式(普通株式)を算定しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	564	13	2018年3月31日	2018年6月22日

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該分割を考慮しない額を記載しています。なお、当該分割を考慮した場合の1株当たり配当額は、6.5円となります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	652	7.5	2019年3月31日	2019年6月20日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
2011年8月決議 (第7回) ストック・オプション	普通株式	12,800	—	12,800	—
2012年7月決議 (第8回) ストック・オプション	普通株式	28,800	—	28,800	—
2013年7月決議 (第9回) ストック・オプション	普通株式	115,200	—	115,200	—
2014年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	400,000	—	—	400,000
2016年7月決議 (第11回) ストック・オプション	普通株式	36,000	—	—	36,000
2016年7月決議 (第12回) ストック・オプション	普通株式	408,000	—	—	408,000
2017年5月決議 (第13回) ストック・オプション	普通株式	316,000	—	—	316,000
2018年7月決議 (第14回) ストック・オプション	普通株式	—	180,000	—	180,000
合計	—	1,316,800	180,000	156,800	1,340,000

(注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して新株予約権の目的となる株式(普通株式)を算定しております。

2. 上表の新株予約権は、第10回分については2021年7月17日より、第11回分については2019年7月20日より、第12回分については2019年7月1日より、第13回分については2020年7月1日より、第14回分については2021年7月1日より権利行使可能となります。
3. 上記の減少は、すべて新株予約権の権利行使によるものです。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,703	10,703	—
(2) 売掛金	4,323	4,323	—
貸倒引当金	△ 114	△ 114	—
	4,209	4,209	—
(3) 未収入金	4,478	4,478	—
資産合計	19,391	19,391	—
(4) 長期借入金(※)	20,120	20,090	△ 29
(5) 未払金	6,064	6,064	—
(6) 未払法人税等	623	623	—
負債合計	26,809	26,779	△ 29
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

固定金利又は金利スワップにより金利を固定化している長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、変動金利の長期借入金は、当連結会計年度末のTIBORレートを適用したうえで固定金利と同様に現在価値を算定しております。

(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式	2,048

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 176円55銭
(2) 1株当たり当期純利益 48円51銭

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

当社は、当連結会計年度において、当社の連結子会社であるMedica Asia (Holdco) Limitedの株式の追加取得を行っております。この結果、当連結会計年度において資本剰余金が3,992百万円、利益剰余金が3,225百万円減少し、当連結会計年度末において資本剰余金が13百万円、利益剰余金が14,971百万円となっております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,551	流動負債	4,235
現金及び預金	4,541	1年内返済予定の 長期借入金	2,301
売掛金	1,319	未払金	1,615
貯蔵品	19	未払費用	120
未収入金	1,080	未払法人税等	40
前払費用	240	前受金	5
関係会社短期貸付金	390	預り金	46
その他	0	その他	106
貸倒引当金	△ 39	固定負債	17,165
固定資産	35,484	長期借入金	17,157
有形固定資産	164	長期預り保証金	7
建物	166	負債合計	21,401
減価償却累計額	△ 97	(純資産の部)	
建物(純額)	68	株主資本	21,454
工具、器具及び備品	321	資本金	2,208
減価償却累計額	△ 225	資本剰余金	4,486
工具、器具及び備品(純額)	95	資本準備金	2,183
無形固定資産	1,001	その他資本剰余金	2,302
ソフトウェア	1,001	利益剰余金	14,760
その他	0	その他利益剰余金	14,760
投資その他の資産	34,318	繰越利益剰余金	14,760
投資有価証券	6	自己株式	△ 0
関係会社株式	33,231	評価・換算差額等	0
敷金及び保証金	443	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	684	新株予約権	179
その他	29		
貸倒引当金	△ 78	純資産合計	21,634
資産合計	43,035	負債・純資産合計	43,035

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,270
売上原価	968
売上総利益	8,301
販売費及び一般管理費	7,823
営業利益	477
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	2,786
業務受託手数料	754
その他	40
営業外費用	
為替差損	7
支払利息	44
アレンジメントフィー	46
その他	10
経常利益	108
特別損失	3,966
固定資産除却損	111
関係会社株式評価損	323
関係会社株式売却損	83
事業撤退損	55
投資証券評価損	4
その他	48
税引前当期純利益	627
法人税、住民税及び事業税	205
法人税等調整額	93
当期純利益	3,338
	298
	3,040

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 余 本 金		資 余 本 金 計	利 益 金 他 益 金 繰 上 げ 金 等	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 金	資 余 本 金				
2018年4月1日高	2,167	2,142	2,302	4,445	12,284	△ 0	18,897
事業年度中の変動額							
新株の発行	41	41	—	41	—	—	82
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 564	—	△ 564
当期純利益	—	—	—	—	3,040	—	3,040
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	41	41	—	41	2,475	△ 0	2,557
2019年3月31日高	2,208	2,183	2,302	4,486	14,760	△ 0	21,454

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
2018年4月1日高	0	0	135	19,032
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	82
剰余金の配当	—	—	—	△ 564
当期純利益	—	—	—	3,040
自己株式の取得	—	—	—	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	0	44	44
事業年度中の変動額合計	0	0	44	2,602
2019年3月31日高	0	0	179	21,634

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
| ② 連結納税制度の適用 | 当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。 |
| ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」

(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

なお、前事業年度の貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」は46百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	1,648百万円
関係会社に対する金銭債務	822百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	2,917百万円
営業取引以外の取引	3,561百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	372株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	5百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	36百万円
ソフトウェア減価償却超過額	191百万円
株式報酬費用	35百万円
関係会社株式評価損	594百万円
投資有価証券評価損	7百万円
資産除去債務否認	34百万円
減損損失	1百万円
会社分割関連	90百万円
棚卸資産評価損	14百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	1,018百万円
評価性引当金	△199百万円
繰延税金資産合計	819百万円
(繰延税金負債)	
関係会社株式有償減資	134百万円
其他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	134百万円
繰延税金資産の純額	684百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
受取配当等の益金不算入額	△25.55%
雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	△3.01%
評価性引当額の増減	5.97%
その他	0.91%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.94%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名 等称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社 エス・エム・ エスキャリア	(所有) 直接 100%	業務受託 役員の兼任	ロイヤル ティ手数料 等 (注1)	2,146	売掛金	205
				管理業務 受託 (注2)	746	未収入金	—
				連結納税 個別帰属 額	637	未収入金	637
	Medica Asia (Holdco) Limited	(所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受 (注3)	953	未払金	742

(※) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりです。

(注1) ロイヤルティ手数料等は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注2) 管理業務受託は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 246円62銭
(2) 1株当たり当期純利益 34円97銭

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 元 寿 文	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 本 恵 一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊞

監査等委員 伍 藤 忠 春 ㊞

監査等委員 伊 藤 耕 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.5円、総額652,488,210円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月20日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任・社内</div> 後藤 藤夏樹 (1976年2月25日生)	2004年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス(株) (現日本アイ・ビー・エム(株)) 入社 2007年5月 (株)ペイカレントコンサルティング入社 2007年12月 当社入社 2008年4月 当社経営企画室長 2009年3月 当社管理本部長 2009年6月 当社取締役 2013年4月 当社海外事業本部長 2014年4月 当社代表取締役社長（現任） 当社介護事業本部長 2017年4月 当社事業開発本部長 (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	普通株式 139,287株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 後藤夏樹氏は、2009年の取締役就任以来、管理部門、海外、介護事業等様々な部門を率い、多様なマネジメントの経験を有しています。また、2014年からは代表取締役として全社を率い、大幅な増収増益を継続させています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の株 数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任・社内</div> <small>すぎ すぎ まさ と</small> 杉 崎 政 人 (1975年10月15日生)	1998年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース (株)入社 2004年3月 (株)アッカ・ネットワークス入社(現 ソフトバンク(株)) 2009年4月 当社入社 2009年10月 当社総務部長 2011年4月 当社経営管理部長 2015年4月 当社経営管理本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 36,000株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 杉崎政人氏は、2009年の当社入社より、総務部長・経営管理部長・経営管理本部長としてコーポレート部門を率い、その強化に尽力してきました。また、2016年からは取締役に就任し、豊富な経験を活かし、引き続き当社の成長に貢献しています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 上記各候補者の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
や 矢 の 野 た く 拓 や 也 (1979年4月20日生)	2002年10月 中央青山監査法人入社	—
	2006年11月 日興プリンシパル・インベストメンツ(株)入社	
	2009年6月 矢野公認会計士事務所・矢野拓也税理士事務所開業	
	2009年9月 (株)スマイルスタッフ 監査役	
	2010年1月 サン共同会計事務所代表パートナー	
	2010年3月 アクトアドバイザーズ(株)代表取締役(現任)	
	2011年7月 (株)DoCLASSE入社	
	2012年3月 (株)朝日アドテック 監査役(現任)	
	2013年10月 (株)FNC MUSIC JAPAN INC. 監査役(現任)	
	2013年11月 (株)アイジェット 取締役	
	2014年12月 (株)マーキュリーファイナンシャルブレイン 代表取締役	
	2015年1月 東日興産(株) 監査役(現任)	
	2015年6月 当社社外監査役	
	2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)	
	2016年6月 アクトアドバイザーズ会計事務所代表(現任)	
2018年2月 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員(現任)		
(重要な兼職の状況) アクトアドバイザーズ(株)代表取締役 アクトアドバイザーズ会計事務所代表 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員		

- (注) 1. 矢野拓也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 矢野拓也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、矢野拓也氏が社外取締役に就任したときは、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 矢野拓也氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
矢野拓也氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
4. 本議案が承認可決された場合において、矢野拓也氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

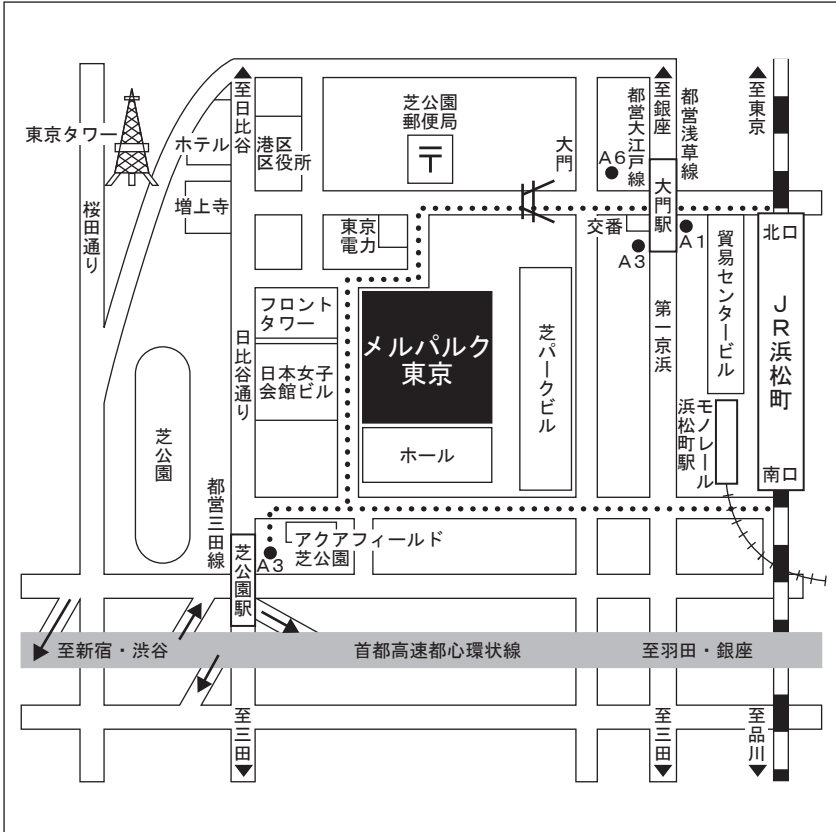
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」

電話 03 (3433) 7211



最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分